

平成 29 年 天草市農業委員会第 6 回総会議事録

平成 29 年 6 月 27 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	山本隆久君	4 番	中村三千人君
5 番	宮崎義一君	6 番	黒川紀世子君
7 番	松下二六一君	8 番	井島安一君
9 番	本田実君	10 番	君
11 番	嶋田浩二君	12 番	富崎ますみ君
13 番	中川徹君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1 名）

10 番	小堀田幸一君
------	--------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（7 名）

事務局長	山並正	局長補佐	藤本寿
参事	小松通利	主任	寺澤大介
主査	田中剛史	主査	柿塚一
主査	大林喜光		

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 34 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 36 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議第 37 号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（山並正君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 29 年天草市農業委員会第 6 回総会を開催いたします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中に出席いただきありがとうございます。先日、熊本で会長、事務局長会議があり、私と山並局長で出席してきました。その中で特に農地利用の最適化推進について重点的に話されました。中間管理機構と連携を図りながら農地利用の最適化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進などについても話がありました。それでは、本日もよろしくお願ひします。

○事務局（山並正君） ありがとうございます。本日は、10 番、小堀田委員がまだ来られていませんが、過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

---

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、2 番、稲田委員、13 番、中川委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。志柿町の譲受人は有明町の譲渡人より、志柿町と有明町の畑 975 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した島子小学校から南西へ約 700m、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページ目をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはミカンを栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の田 9,470 m<sup>2</sup>、畑 142 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。まず上津浦からになります。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市有明支所から南西へ約 800m、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次に楠甫になります。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した大楠小学校から南東へ約 800m、青色で着色した国道 324 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3番について説明いたします。亀場町の譲受人は、亀場町の譲渡人より、亀場町の田 1,058 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北東へ約 500m、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。五和町の譲受人は上天草市の譲渡人より、五和町の畑311㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧城河原小学校から南へ約200m、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。魚貫町の譲受人は魚貫町の譲渡人より、二浦町の田541㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した姫の河内ダムから西へ約400m、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 6番について説明します。魚貫町の譲受人は魚貫町の譲渡人より、二浦町の田2,449㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。

申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した姫の河内ダムから西へ約 400m、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 2 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜及び水稲を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 6 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 3、議第 34 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の 3 ページをお開きください。1 番について説明します。転用者は亀場町の個人で亀場町の田 204.47 m<sup>2</sup>を宅地にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から東へ約 500m、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第 3 種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が配置・排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、倉庫兼車庫の建設及び通路として利用する計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は、既に倉庫兼車庫及び通路として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 4、議第 35 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に

ついてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の4ページをお開きください。1番について説明します。

転用者は熊本市の個人で、北原町の畑214.89㎡を売買により取得し宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高校から南へ約300m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、個人住宅を建設する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2番について説明します。転用者は玉名郡玉東町の個人で、諏訪町の畑53㎡を売買により取得し個人住宅を建設する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草宝島国際交流会館ポルトから南へ約300m、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、個人住宅を建設し宅地として利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。現地は既に個人住宅が建てられ宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3番について説明します。転用者は本渡町の個人で、本渡町の畑15㎡を贈与により取得し宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校から南へ約700m、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、当該土地が自宅庭の法面に位置するが、草刈り等の管理をするのにいちいち所有者へ承諾を得なければならないため、自宅の庭として利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 4番について説明します。転用者は芥北町の法人で、本渡町の田24.42㎡を交換により、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高校から西へ約500m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、宅地分譲を行う上で、より整形地に近い形にした方が販売しやすいため、宅地として利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。現地は既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の5ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の田63㎡を売買により取得して、事務所兼個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和支所から北東へ約400m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は土地改良事業等の施工にかかる区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが、非農用地区域に設定されているため許可が可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、事務所兼個人住宅を1棟、車庫を1棟、残地を庭として整備し、利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に建設されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 6番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の田1,405㎡を賃借権の設定をし、倉庫及び漁具、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した新和病院から西へ約3.5km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、倉庫を4棟、資材置場、作業スペース、駐車場として整備し、利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）



○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第36号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第36号について説明します。資料②の6ページからご説明いたします。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が29件、再設定の計画が2件、転貸が0件、合計で32件、総面積は74,301.10㎡となっております。所有権移転の計画1件は、熊本県農業公社が売買により取得するものです。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の18ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定32件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第37号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第37号について説明します。資料②の19ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、有明町1件、深海町1件、五和町2件、佐伊津町1件、本町1件、筆数は全体で26筆、面積は合計で31,679㎡となっております。現地確認を実施し、21ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1)の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの、に該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1番から6番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。7番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が8番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が9番から11番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が12番から19番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が12番から15番の拡大した航空写真です。次が16番から19番の拡大した航空写真です。次が現地の写真になります。次が

20 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 21 番から 26 番の申請地周辺の地図です。次が 21 番から 25 番の航空写真です。次が 26 番の航空写真です。次が 23 番、24 番の現地の写真になります。次が 21、22 番の現地の写真になります。次が 25 番の現地の写真になります。次が 26 番の現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので山林として認定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の 22 ページに記載しております。農地利用・形状変更届、4 条許可不要転用届については、ございませんでした。第 5 条の許可不要転用届については、亀場町 1 件、携帯電話の無線基地局を設置したいというものでした。平成 29 年 5 月 25 日に行われた農業委員会第 5 回総会の議第 28 号農地法第 5 条の 2 番で審議された案件について、譲渡人の住所地番を記入誤りしていたとの申出がありました。住民票等で確認をしましたので、後日許可書の差し替え発行を致します。河浦町の田 4 筆をあっせん申出によりあっせんを行いました。該当者がいなかったため、あっせんを打ち切ります。報告は以上です。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 29 年天草市農業委員会第 6 回総会を閉会致します。

午後 3 時 00 分

閉 会

---

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 福岡秀敏

署名委員 中川徹